

飯田市第12次消防力(消防団)整備計画

令和3年4月策定

飯 田 市

目 次

I	はじめに	1
1	飯田市の概況	1
2	飯田市の気候	1
3	飯田市の地形、地質及び災害の特徴	1
4	求められる地域防災力の向上	2
II	策定の目的及び基本方針	3
1	目的	3
2	位置づけ	3
3	計画期間	3
4	基本方針	3
III	基本計画	5
1	組織	5
2	団員定数及び任務	5
3	消防機械の整備	6
4	詰所等施設の整備	8
5	防火貯水槽の整備	8
6	情報通信網の整備	8
7	一般装備及び個人装備品	9
8	地域との関わりと広報活動	10
9	他市町村との応援体制	10
10	出動計画の見直し	11
IV	消防団の活性化対策	12
1	消防団活動への参加促進	12
2	機能別団員(支援団員)・機能別分団の検討	12
3	消防団活動への理解促進対策	13
4	福利厚生	14
V	環境への配慮	15
VI	消防団員の安全管理	16
1	安全管理の確立	16
2	安全教育の実施	17
VII	救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入	18
1	救急操法の更なる展開	18
2	応急手当普及員等の養成	18
3	救急救助訓練資機材等の導入	18

I はじめに

1 飯田市の概況

飯田市は、長野県の最南端である伊那谷の中央に位置し、658.66 km²と広大な市域面積を有し、その約 85%が森林であるとともに、標高 315m から 3,000m（可住地 1,100m）と約 2,700m の高低差を有している。

西北部は木曽山脈により木曽郡に接し、南部は南アルプスを境に静岡県と、東北部は上伊那郡 5 町村に接し、南西部は阿智村ほか 4 か村に隣接している。

市の中央部を南北に走る天竜川と伊那山脈により飯田盆地と南部高原の一部に大別され、飯田盆地は古くから商工業の中心地として栄え、総人口の約 20%が集中している。天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畑地や果樹園が散在している。

2 飯田市の気候

飯田市の気候は、内陸性の気候に東海型・山岳型の気候が加わり寒暖の差が大きく、乾燥する春と日本の霧の発生の最多地域であるといわれる秋に特徴がある。

夏期の雨量は比較的多く、冬期は凍りつく寒さがあるものの雪は少ない。日照時間が多い地域で、全国の主要都市の平均値と比較して暮らしやすい地域である。また風向は年間を通じて南からの風の日が多い。

3 飯田市の地形、地質及び災害の特徴

飯田市の地形は、天竜川を境として東側と西側で特徴が分かれている。

天竜川の西側は複合扇状地となっており、土石流によってつくられた扇状地が主に活断層の活動によって分化し、大きく上段と下段に分かれている。上流部にあたる木曽山地は断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し深部まで風化したもろい花崗岩から成っているため崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいため土石流災害が発生しやすい。また山麓部の新期扇状地は地下水位が高く砂がちであるため、地震時には液状化現象が起こる可能性がある。

天竜川の東側も複合扇状地になっており、伊那山地に端を発した米川等が峡谷を形成し天竜川へ達しているが、尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多くなっている。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

また、天竜川の低地部は洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい地

質となっている。特に松尾、川路地区は下流部が狭くなっているため水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっているものの、近年では、治水対策等が進み、住宅や工場等が立地している。

上村・南信濃地域内には中央構造線などの活断層が分布しており、これらの活断層は断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。また、上村川、遠山川は一級河川にも指定されており、洪水等の災害が生じやすい地形となっている。

さらに、伊那谷断層帯に起因する直下型地震、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が予測されており、南海トラフ地震に関しては防災対策推進地域に指定されている。

4 求められる 地域防災力 の向上

飯田市消防団は、その施設及び人員を活用し、市民の生命・身体及び財産を火災から保護することを第一義的な目的とし、市民からの要請に応えるべく活動を行っているところであるが、上述のように地形・地質及び気候の特徴や近時の急激な気象変動に加え、南海トラフ地震をはじめとする広域的且つ大規模な災害が発生する可能性が高い当地域においては、火災のみならず風水災害や地震災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するほか、災害時の傷病者等への対応も強く求められている。地域防災力の要である飯田市消防団には、「いのちを守り飯田を守る」地域の守り手として、安全・安心なまちづくりに寄与することが求められている。

一方、人口減少及び人口構造の変化は地域経済社会に大きな影響を及ぼしており、飯田市消防団においても、限られた資源を有効に活用しながら不断に施策の重点化や見直しを行い、守るべき伝統は守り、変えるところは変え、急速に変化する時代において、消防力・防災力の維持及び向上に努めなくてはならない。

飯田市消防団は、地域の守り手として、自らの地域は自らが守るという使命感に基づく地域に密着した防災力として、地域の声に耳を傾け、持続可能な消防団活動のスタイルを模索し続ける必要がある。

Ⅱ 策定の目的及び基本方針

1 目的

飯田市第 12 次消防力(消防団)整備計画(以下「本計画」という。)は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成 25 年 12 月法律第 110 号)の施行を受け、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図り、もって当市及び周辺地域の安全・安心のまちづくりに寄与することを目的として策定する。

2 位置づけ

本計画は、「いいだ未来デザイン 2028」、「南信州定住自立圏共生ビジョン」、「三遠南信連携ビジョン」及び「南信州広域連合広域計画書」の基本理念に基づくものである。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年とする。

なお、本計画の一部については、防災対策や地域の実情に配慮して、計画期間にとらわれない計画とした。

また、本計画終了年度までの間において、諸般の事情により本計画が実情に沿わなくなった場合には、適宜見直しを行うものとする。

4 基本方針

(1) 地域の守り手として地域とともにある消防団

地域防災力の要である飯田市消防団は、地域の守り手として、安全・安心のまちづくりに寄与することを基本としつつ、生業における地域経済への貢献、地域に住まう地域人としての役割を果たし、地域とともにある消防団を目指す。

地域人である団員は、地域住民と真摯に向き合い、地域で起こっていることを最も知っていることが必要である。そのため、地域の行事や住民の困りごとに積極的に関与し、信頼関係を構築するとともに、消防団活動への理解を深めていくことが必要である。

また、消防団は、団員ひとり一人が、期間の異なる任期の中で、地域を守る覚悟をもって任務にあたり、組織における様々な経験(訓練・研修)を重ね、人間的に成長し合える場であり、そうした成長した団員を地域へお返しする役割を担っており、地域と消防団の持続可能なスタイルを創造していく。

(2) コンパクトな組織編成と定数

消防力・防災力を低減させないことを前提に、これまでの活動実態

に即し、コンパクトで持続可能な組織編成を実現し、適正な定数による活動と団員確保に努める。

(3) 活動の見直しと魅力の向上

消防力・防災力の維持・向上に必要な訓練等を精査するとともに、活動を可能な限り短い日数・時間で行えるよう工夫を続ける。また、階級手当等の増額を通じて処遇改善を行うとともに、各種専門資格の取得に対する助成等により消防団活動の魅力を高める。

(4) 防災力の維持・向上のための資機材の整備

消防力・防災力の維持・向上に向け、消防団活動の実態を踏まえつつ、日々進歩する消防機器等について研究し、必要な資機材を整備する。

また、老朽化が進む詰所については、消防団活動に必要な機能に加え、男女共同参画の推進、団員が集い地域づくりの拠点となる詰所の整備に努める。

(5) 安全な活動を実現する装備の充実

大規模災害発生時、地域防災の要として活動できるよう救急救護、避難誘導、避難所の設営等が行える地域の守り手を目指し、日頃の訓練に加え、これらの活動を行う団員の安全確保のための安全教育・安全装備品の充実を図る。

Ⅲ 基本計画

1 組織

飯田市消防団条例(昭和31年飯田市条例第4号)第2条及び飯田市消防団規則(昭和31年飯田市規則第3号)第2条の規定に基づき、次の組織を置く(別紙1「第12次消防力(消防団)整備計画 団本部及び分団編成図」参照)。

(1) 団本部を、団長、副団長、本部分団長により組織する。

ア 本部に、女性部、救護部、広報部、機動救助隊、ラッパ隊を置き、広報部内に音楽隊を置く。

イ 女性部長、救護部長、音楽隊員及びラッパ長、ラッパ部長並びにラッパ庶務部長は、団本部付きとする。

(2) 分団は18個分団とする。

ア 分団は、2部5班制とする。

イ 各分団には、女性団員を5名置く。

(3) 方面隊は「表1 方面隊組織分団及び区域」のとおり組織する。

<表1 方面隊組織分団及び区域>

第1 方面隊	分団	1	2	4	16
	区域	橋南	橋北・東野	座光寺	上郷
第2 方面隊	分団	5	7	15	
	区域	松尾	竜丘	鼎	
第3 方面隊	分団	3	9	10	
	区域	上飯田	山本	伊賀良	
第4 方面隊	分団	8	11	12	13
	区域	三穂	川路	龍江	千代
第5 方面隊	分団	6	14	17	18
	区域	下久堅	上久堅	上村	南信濃

2 団員定数 及び任務

(1) 団員の定数は1,205名とし、分団ごとの定数は「【別紙2】第12次消防力(消防団)整備計画 分団ごと班別定数」、任務は「【別紙3】第12次消防力(消防団)整備計画 分団各部班の任務分担表」のとおりとする。

(2) 団本部員は、団長以下9名とし、消防団運営及び消防団活動の基幹を担う。

(3) 団本部付き団員定数及び任務を次のとおりとする。

ア 女性部の定数は15名(女性部長1名、部員14名)とし、女性消防団員の活動の基幹を担う。

- イ 救護部長(兼女性部副部長)の定数は1名とし、救護活動の統括を行う。
 - ウ ラッパ隊の定数は3名(ラッパ長1名、部長2名)とし、各分団のラッパ班員を指導し、活動を通じて防災意識の高揚を図る。
 - エ 音楽隊班の定数は10名(班長1、班員9名)とし、広報部のもと火災予防啓発及び消防団広報を行う。
- (4) 分団の定数は、「表2 分団本部及び各機関班等の人員配置等」のとおりとし、分団の統括及び分団相互の連携に努めるとともに、地震災害などの広域災害における災害現場活動の先端指揮本部機能の確立、情報通信網の確立及び統制などの任務を担う。

＜表2 分団本部及び各機関班等の人員配置等＞

分団本部	分団本部員	4名	分団長・副分団長・庶務部長・消防部長
	庶務班	1名	
	ラッパ班	表3	ラッパ吹奏のほか、伝令の任務を担う。
	救護班	5名	
各機関班等	自動車班	13名	積載車班の定数にあつては、事情に応じた増員あり。 2機関運用班は5名増とする。
	多機能型積載車班	11名	
	積載車班	10名	
	搬送車班	10名	
	警防班	2名	

※上記定数を基本とし、分団や地域の実情を鑑み、分団ごとに班別定数を定める。

＜表3 ラッパ班員数＞

分団	1	2	3	4	5	6	7	8	9
定数	2	1	3	3	3	3	3	3	3

分団	10	11	12	13	14	15	16	17	18
定数	3	3	3	3	3	3	3	3	3

※1分団及び2分団は分団間で調整する。

- (5) 女性団員の任務は、救護班のみに限定しない。また救護班員は、女性のみ限定しない。
- (6) 方面隊は、分団相互の連携により効果的な活動を行う。

3 消防機械の整備

- (1) 消防ポンプ自動車、積載車、多機能型積載車及び搬送車の配備
機関配備数については、団員定数や組織のあり方との関連性が極めて強い
ため、消防団全体のバランス、地域の実情に十分配慮しながら調整し、

変更・整備を行う。

ア 消防ポンプ自動車の更新について

道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正に伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となり、消防団で所有している消防ポンプ自動車の運転には、準中型免許の取得が必要となった。今後、消防ポンプ車については以下の方針に基づき更新する。

- ①その車種を車両重量3.5トン未満の小型動力ポンプ付積載車に変更し、AT限定及び普通免許でも運転できる車両を更新配備する。
- ②あわせて、準中型自動車免許取得費用に対する公費助成制度の創設に向けた調査、研究を進める。

イ 多機能型積載車について

多機能型積載車は、従前の消火活動を行うための装備のほか、地震等大規模な災害が発生した際に救助や救急活動を行えるよう、油圧救助資機材、エンジンカッター、担架、AED等の救助救急資機材が装備された車両であり、大規模災害に対応できるよう今後も維持する。

(2) 消防ポンプ等の性能

- ア 小型動力ポンプ付積載車は、動力消防ポンプ規格による放水性能をB-2級とする。
- イ 小型動力ポンプ付搬送車は、動力消防ポンプ規格による放水性能をB-3級とする。

(3) 消防ポンプ自動車等更新年次

- ア 消防ポンプ自動車 … 19年(順次小型動力ポンプ付積載車に変更)
- イ 小型動力ポンプ付積載車 … 17年
- ウ 多機能型積載車 … 17年
- エ 小型動力ポンプ付搬送車 … 17年
- オ 2機関運用のいずれか一方のポンプ及び車両は、運用状況に応じて更新年次を繰り延べるものとする。
- カ 計画期間中の更新は「【別紙4】事業別(主な事業)年次整備計画」のとおりとする。

<表4 車両等の保有状況>

年度	消防ポンプ自動車		積載車		多機能積載車	
	令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和7年度
保有台数	17台	12台	39台	44台	6台	6台

年 度	搬送車		指揮車		C-1ポンプ	
	令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和7年度	令和2年度	令和7年度
保有台数	12台	12台	2台	2台	10台	10台

(4) C-1級ポンプの配置

C-1級小型動力消防ポンプは、現用機関の運用状況に応じて分団相互間の配置転換を行う。

4 詰所等施設の整備

飯田市の基本方針である「飯田市公共施設等総合管理計画(平成28年12月策定)」及び「飯田市公共施設マネジメント基本方針(平成27年3月策定)」等に基づき管理運営に当たる。

また、専門家による現地診断等を行い、その診断結果等を参考として、改修等を計画的に実施する。

- (1) 大半の詰所が駐車場不足のため、その確保について調査研究する。
- (2) ホース乾燥塔は、原則詰所の建て替え時にあわせて建て替えるものとし、必要に応じて長寿命化のための改修を実施する。
- (3) 改修等の際には、標準的に整えるべき施設や機能に加え、男女共同参画推進（女性消防団員の更なる活躍の推進等）の観点、団員が集い地域づくりの拠点となるよう施設整備のあり方等を検討する。

5 防火貯水槽整備

防火貯水槽は、全市におおむね整備されてはいるものの、阪神淡路大震災の教訓を基に、「【別紙5】防火貯水槽整備指針(平成27年2月改訂)」に基づき、整備率の低い地域及び貯水充足率の低い地域を優先して、耐震性貯水槽を計画的に設置する。

【別紙4】事業別（主な事業）年次整備計画（令和3年～令和7年度計画）参照

6 情報通信網の整備

消防団における通信網については、平成25年度に消防無線のデジタル化が完了したことを踏まえつつ、多様化する災害に備え、出動小隊(各分団の出動最小部隊をいう。)内の通信機器の整備及び有効な活用方法を研究し整備することが求められている。また、多機能携帯電話(スマートフォン)などを用いた情報収集等についても研究の必要がある。

- (1) 消防団デジタル無線(260MHz 帯 飯田広域消防 第5 ch 消防団専用波)
現在使用している機器等の継続利用及び維持
- (2) 特定小電力トランシーバー(422MHz 帯 10mW 汎用トランシーバー)
火災等局地的災害現場内での情報伝達に有効であることから、現在使用している機器等の継続利用及び維持
- (3) メール配信(スマートフォン等)
災害発生の覚知手段及び情報収集手段として、広域消防から配信される「災害情報メール」及び飯田市から配信される「いいだ安全・安心メール」のシステムを活用
- (4) 補完する通信手段の活用
 - ア 大規模災害や水防出動において、飯田市の防災行政無線からの情報を有効活用する。
 - イ スマートフォン等を用いた、災害地点の特定(GPS 機能)、動画・静止画等の伝送を用いた情報の共有等について研究を継続する。

【別紙6】通信網フロー参照

7 一般装備 及び個人 装備品

- (1) 一般装備品
一般装備品の基準数は「表5 一般装備品の配備基準」のとおりとし、維持管理に努める。

<表5 一般装備品の配備基準>

	分団本部	自動車班	積載車班	搬送車班
ホース		40本	15本	13本
ホースリュック		3個	2個	1個
防火衣	4着	8着	6着	5着
発動発電機		1基	1基	1基

- (2) 被服、防火衣、防火用長靴、特定小電力トランシーバー、耐切創性手袋(ケブラー手袋)
団員が安全で活動しやすい仕様について研究するとともに、必要に応じて更新や仕様変更を行う。
- (3) 専門性を伴う装備品について
安全装備品(ライフジャケット・PDF及びスローバッグなど流水域での安全活動に必要な装備、山間部人命捜索などにおける装備品、防滑装置(ほか)については、機材や装備品を検討し順次配備するとともに、必要に応じて更新する。

(4) 消防団詰所の備品の見直し

指定備品(飯田市備品以外の貸与物品等)について検討し一部見直しを行い、順次整備する。

8 地域との
関わりと
広報活動

(1) 行政と一体となり、各地区まちづくり委員会等、各地区自主防災組織、赤十字奉仕団など一層の連携強化を図り、地域防災のリーダーとなるべく資質向上に努めるとともに、防災活動を積極的に推し進め、安全・安心のまちづくりに貢献する。

(2) 地域の活動に積極的に参加することを通じて、地域・職場・家庭の理解を深め、消防団員が活動しやすい環境を醸成するとともに、新入団員を積極的に勧誘する。

(3) 特に、災害時要配慮者(高齢者、一人暮らしの高齢者、障害をお持ちの方等)の戸別訪問をし、火災予防の啓発に努める。

(4) 幼少年を対象とした火災予防啓発(少年少女消防クラブ、紙芝居、人形劇等)に努める。

(5) 住宅用火災警報器設置の啓発・広報に努める。

(6) 消防団活動を通じて、団員相互の親睦を深め、地域の将来を担う人材を育成する。

(7) 消防団活動を広く市民に周知するための広報活動に努める。

ア 消防団独自のホームページの開設について研究

イ 既存メディア(広報いいだ、飯田市 Web サイト・南信州ぽおたる、Instagram・Twitter・Facebook、いいだFM、飯田ケーブルテレビ、週刊いいだなど)の有効活用

(8) マスメディアの活用

地域に密着したマスメディアを積極的に活用する。

9 他市町村と
の応援体制

他市町村との相互応援体制を確立するとともに、飯田下伊那地域の消防団のリーダーとしての役割を担う。

隣接する町村消防団と相互に応援しあえるよう協議を行い、出動計画を定めるとともに火災出動等を行う。

(1) 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定に基づき、近隣町村との相互応援体制の強化を図る。

(2) 飯田市が相互応援協定を結んでいる自治体消防団との協力関係を充実させ、大規模災害時における支援・受援体制の強化を図る。

10 出動計画 の見直し

- (1) ポンプ車から積載車等への変更更新した分団に関しては、一般火災出動計画において、「ポンプ車」を「積載車」に読み替えて出動する。
- (2) 消防力の均等化、分団間の協力体制の強化及び明瞭化を計った出動計画とする。

【別紙7】第12次消防力(消防団)整備計画 一次火災出動計画 参照

Ⅳ 消防団の活性化対策

消防団員の確保については、それぞれの分団において、消防団 OB やまちづくり委員会等との協力のもと勧誘活動を行っているが、条例定数を満たす団員数の確保が困難となっている。

これは、常備消防の進展、人口構造の劇的な変化や産業・就業構造の変化によるものと考察される。

消防団員確保は、消防力維持・向上の根幹をなすものであり、多様な主体との協働により可能な限りの方策を講じるとともに、団員の福利厚生を含め、魅力ある消防団を創出していかなければならない。

1 消防団活動への参加促進

- (1) 急速に変化する時代に対応するため、「守るべき伝統は守り、変えるところは変える」ことを基本として、若年層団員及び分団長等からのヒアリングにより意見をまとめ、時代に即した消防団組織及び消防団活動のあり方を継続的に検討する。
- (2) 各種イベントに積極的に参加し、消防団活動の広報と火災予防を呼びかける。
- (3) スポーツ・レクリエーション活動などの導入を検討する。
- (4) 消防団活動を通して必要となる資格や講習など(第三級陸上特殊無線技士・小型車両系建設機械〔整地・運搬・積込み用及び掘削用〕特別教育・応急手当普及員等)に係る費用の補助を継続的に行う。
- (5) 準中型自動車免許取得費用に対する公費助成制度の創設に向けた調査、研究を進める。
- (6) 男女が協働できる場(男女共同参画の場)として、また、大規模災害時には、地域の防災の拠点としても使用できる施設整備に配慮する。
- (7) 総務省消防庁が消防団員数の減少に歯止めをかけるために発足した「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を活用し、消防団員の確保について研究する。

2 機能別団員(支援団員)・機能別分団の検討

機能別団員については、現在導入している支援団員制度について、さらなる研究を重ねるほか、勤務地応援の具体的な位置付けや機能別分団についての検討を進める。

なお、支援団員については、これまで「平日の昼間時」に限定していた活動時間の制限を撤廃する。

(1) 機能別団員

消防団活動をすべて行う消防団員(基本団員)を基幹とし、それを補完する団員として特定の役割・活動及び大規模災害等に参加する団員

ア 支援団員

活動団員を確保しやすい地元で仕事している消防団、OB(職団員 OB 団員)を採用し特定の災害等だけに出動する団員

イ 指導者団員

職団員幹部のOBを消防団の訓練指導者として採用

ウ 大規模災害団員

出動する災害を大規模災害等に特定した団員を採用

エ 勤務地団員

中心市街地や昼間人口が減少する地域で、勤務しているサラリーマン等を団員として採用

(2) 機能別分団

消防団活動をすべて行う消防団員(基本団員)で構成する分団を基幹の組織とし、それを補完する組織として、大規模災害等が発生した際に、特定の役割、活動に参加する団員で構成する分団

ア 学生分団

学生(飯田女子短期大学)分団の設置について研究する。女性団員による消防団活動に参画するとともに、学生時代から消防団活動に慣れ親しみ、将来的に消防団員として活動する人材育成を目的とする。火災予防、広報、救急指導等の活動に重点を置いた活動を想定する。

イ 大規模災害分団

出動する災害を地震災害や風水害災害などの大規模災害時に限定特し、分団を設置(団本部内に「機動救助隊」を設置)

ウ 事業所分団

事業所単位での分団設置を研究

3 消防団活動への理解促進対策

(1) 多様な意見の反映

あらゆる機会を捉え、各種団体やOB、子どもたちの意見を聞き取るなどし、地域の特色を消防団活動に反映できるように努める。

(2) 消防団の認知と理解の促進

消防団の存在意義について引き続き理解を得て行くため、各地区で策定している地区防災計画に基づき実施される各種防災訓練、非常招集訓練

に際し、初期消火訓練や救護訓練、避難誘導訓練を住民と共に行い認知度を高める。

(3) 消防団協力事業所表示制度

消防団協力事業所表示制度の推進により、事業主・雇用主に対しても消防団活動への参加促進に理解を求めていく。

4 福利厚生

消防団員が安心して活動できるための処遇、待遇の改善、福祉共済の充実、年金の推進を働きかけるほか、福利厚生事業を実施する。

現在、健康福祉部保健課と連携して実施している健康管理指導は、今後も継続的に実施する。

V 環境への配慮

環境問題は、さまざまな形で私達の生活に直接影響を及ぼしている。

世界的な規模で取り組みが求められる地球環境問題は、消防団においても例外ではない。災害時には一定量のエネルギーが必要であるが、「環境文化都市」の消防団として環境への配慮を怠ることなく、引き続き次の施策を行う。

- (1) 火災の減少のための予防広報活動の充実
- (2) 活動時における水損害の防止の徹底
- (3) 既存機関(ポンプ・車両)の環境対策への配慮と長寿命化
- (4) 新規導入(ポンプ・車両)の環境対策への配慮
 - ア 動力ポンプの4サイクル化の推進
 - イ 消防車両への環境対策エンジンの積極的な導入
 - ウ 環境対策エンジン(ハイブリッド、省エネエンジン)の導入
 - エ 新規導入消防車両へのポンプ冷却水循環装置の導入
 - オ その他環境に配慮を具体化させる仕様の提示
 - カ 消防自動車の散光式警光灯のLEDの積極的な導入
- (5) 既存施設における環境配慮
 - ア 太陽光発電設備事業と今後の施策への継承検討
 - イ 赤色灯のLED化・省エネ照明の積極的な導入
 - ウ 危険物の適正保管と適正処理
 - エ グリーンコンシューマリズム(環境に配慮した商品の購入)の徹底
 - オ 環境配慮物品等の指定
- (6) 新設建物等への環境配慮

先進的な環境配慮技術等を積極的に導入する。

VI 消防団員の安全管理

警防活動を遂行するにあたって最も留意することは安全管理である。

消防団活動は、常に危険を伴うものであり、何よりも安全を優先しなければならない。また、気候変動への適応としても、熱中症への対策を徹底する必要がある。

災害現場活動はもとより日常のあらゆる活動において、消防団員の心身の安全対策を講じていく。

1 安全管理の確立

(1) 災害現場活動における安全管理体制の確立

ア 現場指揮における安全管理の徹底

消防団指揮隊は、広域消防指揮隊との十分な連携のもと、災害状況、部隊活動及び危険情報の把握を迅速に行うとともに、より適確な指揮を執る。

イ 小隊活動における安全管理の徹底

小隊長(出場している分団部隊の上席となる者、例えばポンプ自動車1台が出場した場合、その車両長が小隊長となる。その現場に出場小隊長よりも上席者が臨場した場合は、指揮権限が上席者に移行する)は、先行指揮代行の場合は指揮隊長代行として責任を持ち、消防団本部指揮隊傘下にあつては小隊の活動を把握し、小隊の隊員の安全管理に責任を持つ。

ウ 災害現場における情報共有による安全管理の徹底

① 常備消防との情報共有

② 災害対応関係機関との情報共有

③ 情報集約による分析と正確な情報に基づく安全管理

エ 交通事故防止の徹底

オ 熱中症対策の徹底

① 熱中症及びその対処法に関する知識を団員間で共有する。

② 平素からこまめな水分摂取に配慮し、急な災害出場にも対応できるよう準備をする。

③ 訓練時において、こまめに水分摂取ができるよう環境整備を図るとともに、塩分の摂取にも配慮する。

④ 災害現場においても、こまめに水分摂取ができるよう環境整備を図るとともに、塩分の摂取にも配慮する。

⑤ 必要に応じて、交代要員を確保し、安全で風通しのよい涼しい場所で防火衣やヘルメットの離脱を行い、休息や身体を冷却することが

できるよう工夫をする。

⑥事前の体調管理を徹底し、体調不良の団員は訓練等への参加を控えるよう指示する。

カ 惨事ストレス対策のため、惨事災害事案終了後のできるだけ早い時期に一次ミーティング等によるメンタルヘルスカケアを行う。

(2) 日常における訓練・活動における安全管理体制の確立

ア 訓練における安全及び体調管理の徹底

イ 惨事ストレスへのケア

ウ 交通事故防止の徹底

2 安全教育の実施

(1) 安全教育の徹底

安全管理対策の学習会を随時実施する。

(2) メンタルヘルスカケアの徹底

分団長研修時にメンタルヘルスを含めたリーダー研修を行う。

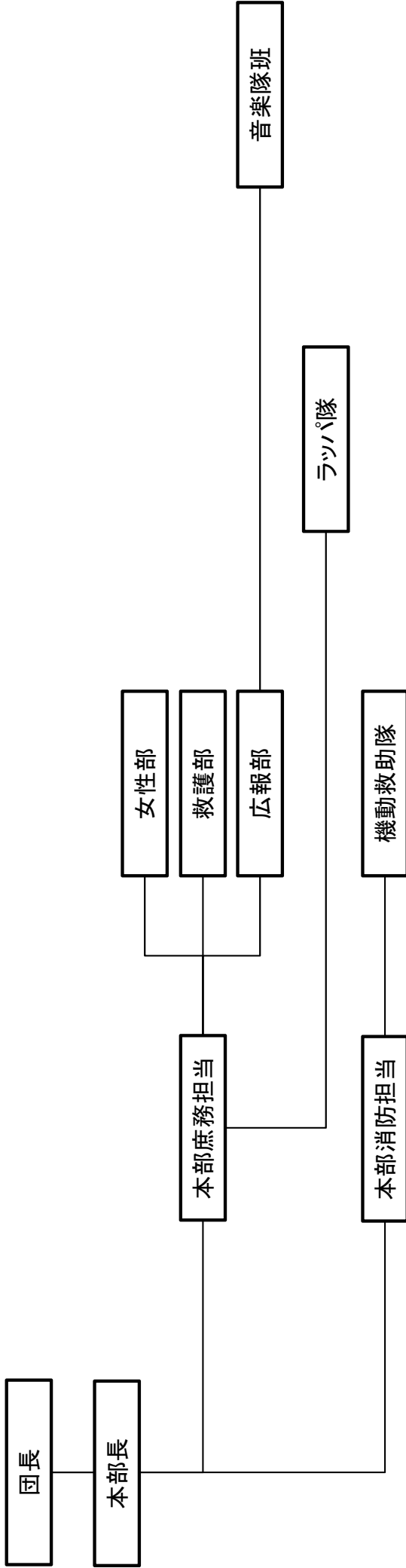
(3) 緊急車両運転時の交通事故防止

災害出勤時、訓練時を含め、緊急車両の運転に係る安全講習等を行う。

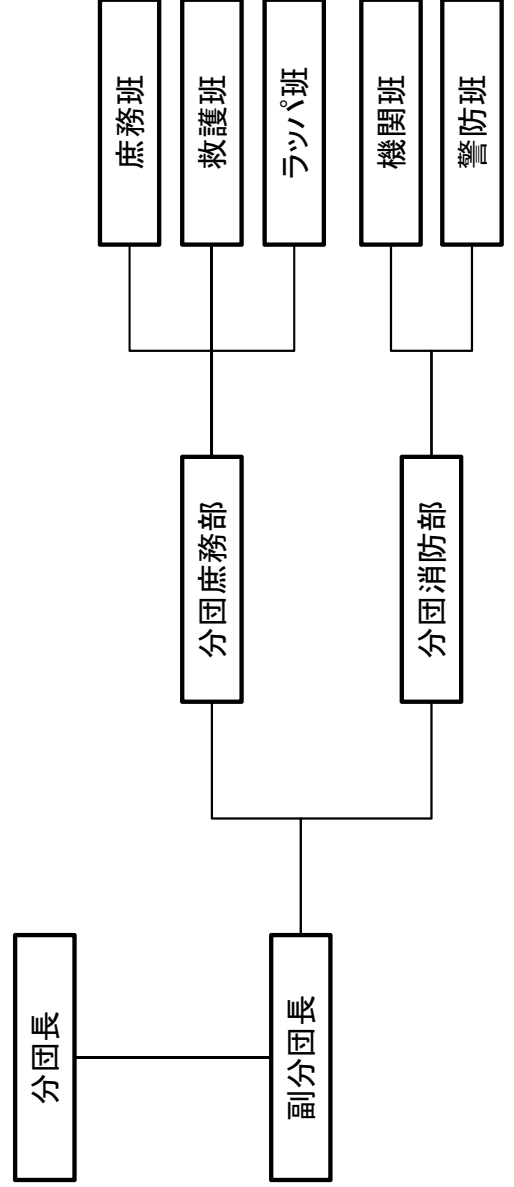
VII 救急及び救助活動への取り組みと訓練資機材の導入

- 1 救急線法の更なる発展** 飯田市消防団で行われている救急線法を継続しながら、より実践的で適確な救急処置が行えるよう、その内容を検討し発展させる。
- 2 応急手当普及員等の養成** 地域における応急手当を広く普及させるため、救急及び救助活動の要となる応急手当普及員及び応急手当指導員を計画的に養成し、地域の救急指導にあたる(地域防災リーダーの養成)。
- 3 救急救助訓練資機材等の導入** 多機能型積載車の救急救助資機材を用いた訓練に取り組み、大規模災害の発生などに備える。
近年多発する大規模な風水害に備え、多機能型積載車1台につき1台の高性能チェーンソーを配備する。

飯田市消防団 団本部編成図



飯田市消防団 分団編成図



第12次消防力(消防団)整備計画 分団ごとと班別定数

令和3年4月1日現在の定数

分団	班別	地区	班・機関編成		本部		庶務班		ラッパ班		救護班		警防班		自動車班		積載車班		搬送車班		二機関運用		計	
			班	機関	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数	人員	班長数
本部					9																		9	
本部付き					30																		30	6
第1分団		橋南	1	1	4	1	1	1	2	2	5	1	2	1	1	13	1						27	5
第2分団		橋北 東野	1	1	4	1	1	1	1	1	5	1	2	1	1	13	1						26	4
第4分団		座光寺	3	3	4	1	1	1	3	3	5	1	6	3	1	13	1	2	2	2	2	2	53	9
第16分団		上郷	7	7	4	1	1	1	3	3	5	1	14	7	1	13	1	6	6	6	6	6	102	17
4個分団		5地区	12	12	16	4	4	4	9	3	20	4	24	12	4	52	4	8	8	8	8	8	208	35
第5分団		松尾	4	4	4	1	1	1	3	1	5	1	8	4	1	13	1	3	3	3	3	3	67	11
第7分団		竜丘	5	5	4	1	1	1	3	1	5	1	10	5	1	13	1	2	2	2	2	2	77	13
第15分団		鼎	6	6	4	1	1	1	3	1	5	1	12	6	1	13	1	5	5	5	5	5	89	15
3個分団		3地区	15	15	12	3	3	3	9	3	15	3	30	15	3	39	3	10	10	10	10	10	233	39
第3分団		上飯田	3	3	4	1	1	1	3	1	5	1	6	3	1	13	1	2	2	2	2	2	53	9
第9分団		山本	5	5	4	1	1	1	3	1	5	1	10	5	1	13	1	3	3	3	3	3	77	13
第10分団		伊賀良	6	6	4	1	1	1	3	1	5	1	12	6	1	13	1	3	3	3	3	3	90	15
3個分団		3地区	14	14	12	3	3	3	9	3	15	3	28	14	3	39	3	8	8	8	8	8	220	37
第8分団		三穂	3	4	4	1	1	1	3	1	5	1	6	3	1	13	1	2	2	2	2	2	58	9
第11分団		川路	2	2	4	1	1	1	3	1	5	1	4	2	1	13	1	1	1	1	1	1	42	7
第12分団		龍江	4	4	4	1	1	1	3	1	5	1	8	4	1	13	1	3	3	3	3	3	65	11
第13分団		千代	5	5	4	1	1	1	3	1	5	1	10	5	1	13	1	3	3	3	3	3	77	13
4個分団		4地区	14	15	16	4	4	4	12	4	20	4	28	14	4	52	4	9	9	9	9	9	242	40
第6分団		下久堅	5	5	4	1	1	1	3	1	5	1	10	5	1	13	1	2	2	2	2	2	77	13
第14分団		上久堅	4	4	4	1	1	1	3	1	5	1	8	4	1	13	1	2	2	2	2	2	66	11
第17分団		上村	2	4	4	1	1	1	3	1	5	1	4	2			2	2	2	2	2	50	7	
第18分団		南信濃	4	5	4	1	1	1	3	1	5	1	8	4	1	13	1	2	2	2	2	70	11	
4個分団		4地区	15	18	16	4	4	4	12	4	20	4	30	15	3	39	3	8	8	8	8	8	263	42
計		18地区	70	74	111	18	18	18	51	17	90	18	140	70	17	221	17	43	43	43	43	43	1,205	199
班		数		70											17		43		43		10			
機関		数		74						17							43		10		4			
班長		数											70				43		10		10			
定数		数			111	18	18	18	51	17	90	18	140	70	221	17	454	20	100	100	20	20	1,205	199

【別紙3】 第12次消防力(消防団)整備計画 分団各部班の任務分担表

		任 務	
本 部 付	女性部	女性消防団員の活動に関すること。	
	救護部	救護活動に関すること。	
	広報部	消防団活動の広報(団の活性化、市民への理解)に関すること。 予防消防等、防火の啓発に関すること。市の行事等の要請に応えること。 部内に音楽隊班をおく	
	機動 救助隊	大規模災害に関すること。(重機操縦、救助活動を中心とした大規模災害対応)	
	ラッパ隊	団の統制ある行動の維持に関すること。 団の式典に関すること。	
分 団		分団は、平時及び出動時における団活動の1単位であって、平常時における団の諸活動に当たっては、その地区内に存在する分団長以下の消防団員をもって組織運営し、出動時においては、団長の発する事前命令に基づき、分団長を中心として各部及び班は一致協力して、分団の消防力を最高度に発揮するものとする。	
分団長 (副分団長)		分団長は、団長の命を受けて、自己分団の統括に任ずる他、出動時においては担当方面全般の状況判断と自己の責任において総括する部隊を指揮運用すると共に正・副団長不在時はこれに代わって指揮する(先着順。ただし、同列の場合は地元分団長)。 副分団長は、分団長を補佐し、分団事業の企画及び分団員教養の任に当たると共に分団長不在時は、分団長のあらかじめ示すところによりその職を代行する。	
部		部は、分団長の行う水火災戦闘に対する指揮、或いは教養訓練及び予防活動その他分団諸活動を分担・補佐する機関とし、部内各任務に基づく班の有機的統制と運用の合理化を図るものとする。部長は、正・副分団長不在間その職務を代行する。	
部 長	庶 務	分団長直轄の部とし、分団長の行う統括指揮を容易にし、平時における分団の庶務的事務を分担する。部長は、分団長の命を受けて部内各班の統制をとるほか、分団会計及び事業の企画に関し正・副分団長を補佐する。部長不在の時は庶務班長が代理する。	
	消 防	消防部は、分団消火活動の核心をなす部であって、分団区域内の機関を統括して消火活動をするほか、平時においては分団区域内の火災予防並びに火災予防の指導啓発の任に当たり予防活動における推進的機関として、部長はこれらの事項について正・副分団長を補佐し、部内各班を指揮する。	
		常 時	非 常 時
庶 務 部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 分団の会計記録に関すること。 備品・消耗品に関すること。 分団の庶務に関すること。 防災資材の備蓄と管理に関すること。 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 分団本部の設定に関すること。 火災現場における分団本部の指示伝達並びに団・分団との連絡に関すること。
	ラッパ班	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線を含む伝達指導に関すること。 ラッパの吹奏に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防無線を含む伝達、伝令に関すること。 ラッパの吹奏に関すること。

		任 務	
		常 時	非 常 時
庶務部	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防査察の指導に関する事。 ● 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 ● 救急法・救急実務の指導に関する事。 ● 医薬材料の保管管理に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 団員の安全確保に関する事。 ● 災害現場における負傷者の発見収容並びに応急処置に関する事。 ● 地域住民に対する広報活動に関する事。 ● 罹災者の保護
消防部	各機関班 (自動車・積載・搬送)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害防御計画に関する事。 ● 機関点検、維持管理及び修得指導に関する事。 ● 消火及び操法の訓練に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火、水防活動に関する事。 ● 水利統制に関する事。
	警防班	<ul style="list-style-type: none"> ● 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 ● 警防計画に関する事。 ● 地水利調査に関する事。 ● 予防査察の指導に関する事。 ● 区域内火災予防並びに予防の指導啓発に関する事。 ● 防災に係る広報活動に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担当地区内の非常線の設定に関する事。 ● 避難誘導、警戒及び危険区域の警護に関する事。 ● 水利誘導に関する事。 ● 災害活動用資材の調達及び運搬に関する事。 ● 団員の安全確保に関する事。 ● 地域住民に対する広報活動に関する事。 ● 避難誘導等住民の安全に関する事
	女性団員	● 所属班の任務にあたる	● 後方支援を中心とした活動にあたる
	摘 要	この部署は原則的なものであって、水火災出動時においては、特に各班は積極的に協力し、常に有機的連携を保って初期の目的達成のため、全分団・全団員が一体とならなければならない。	

【別紙4】 事業別（主な事業）年次整備計画（令和3年～令和7年度計画）

第12次消防力（消防団）整備計画検討資料

特別に記載がない限り事業費等の単位は千円とする。

年度	事業名等	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		事業費合計
		説明	事業費	説明	事業費	説明	事業費	説明	事業費			
定数	1,205人											
交付金	交付金		98,949		99,199		99,449		99,699		99,699	496,995
交付金	一人当たり(円)		82,115		82,323		82,530		82,738		82,738	-
金	事業費小計		98,949		99,199		99,449		99,699		99,699	496,995
施設	詰所耐震改修	施設の状況により改修または建替えを実施										
	ホース乾燥塔	施設の状況により改修または建替えを実施(上記詰所の改修等にあわせて行う場合もある。)										
	自動車											
	多機能積載車											
	積載車	第16分団※	10,000	第8分団※	10,000	第4分団※	10,000	第10分団※	10,000	第7分団※	10,000	10,000
	※自動車→積載車			東鼎		柿野沢		丸山		数田		10,000
						大瀬木		駄科		北平		10,000
						切石上		一色		切石国道		10,000
	搬送車	南原	5,500					八重河内班尾之島		上川路		5,500
								程野		和田班上新町		5,500
	C-1 ポンプ											
	ドライブレコーダー	10台分	660	10台分	660	10台分	660	10台分	660	8台分	528	3,168
	バックカメラモニター	2台分	400	2台分	400	4台分	800	6台分	1,200	6台分	1,200	4,000
	事業費小計		16,560		21,060		41,460		57,360		52,728	189,168
	耐震性防火水槽	100トン										
		60トン										
		40トン				4基	27,240			4基	27,240	54,480
		20トン										
	事業費小計		0		0		27,240		0		27,240	54,480
	防火衣	22	1,284	22	1,284	22	1,284	22	1,284	22	1,284	6,420
	トランシーバー	15	243	15	243	15	243	15	243	15	243	1,215
	チェンソー	1	490	1	490	1	490	1	490	1	490	2,450
	LEDヘッドライト	241	1,326	241	1,326	241	1,326	241	1,326	241	1,326	6,630
	事業費小計		3,343		3,343		3,343		3,343		3,343	16,715
	総事業費		118,852		123,602		171,492		160,402		183,010	757,358
	国庫補助		244		244		11,216		244		11,216	23,164
	県支出金											
	起債		14,800		19,200		38,400		53,200		48,800	174,400
	その他											
	一般財源		103,808		104,158		121,876		106,958		122,994	559,794

※事業費集計：消防機器等(積載車及び搬送車)については緊急防災・減災事業債(令和2年度ベース)を、耐震性防火水槽については消防防災施設整備補助金を、装備品等(トランシーバー及びチェンソー)については消防団整備費補助金(消防団整備費補助金(消防団整備費補助金(消防団整備費補助金)を適用した)の試算

【別紙5】

防火貯水槽整備指針

平成18年3月27日
改 平成27年2月10日

飯田市 危機管理室 消防団係

1 概要

飯田市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）による地震防災対策強化地域に指定されたことから、地震防災対策の一環として耐震性貯水槽の設置を進めてきた。また平成7年の阪神淡路大震災及び平成16年の新潟県中越地震の発生による甚大な被害を見るに当たり、当地域にも伊那谷断層を始めとする活断層があり、早急な地震防災対策の確立が必要なことから、貯水槽の設置について再度見直しをおこない地震に強い耐震性貯水の整備計画を作成する。

2 必要性

消防施設整備計画の消防水利基準では、貯水槽を始め消火栓等含めた水利充足率として整備しているが、地震発生時、耐震性でない貯水槽、消火栓、池等については地震による破損等により、消防水利として有効使用できないと思料され、耐震性貯水槽の設置が必要となる。よって、消防水利基準も参照するが、耐震性貯水槽は単独で市街地を包含できるよう最低必要数を検討し設置計画を作成する。

3 包含面積

飯田市を市町村消防施設整備計画実態調査による人口10,000人以上の地域を市街地として3地区、人口1,000人以上の地域を準市街地として28地区に分け、それぞれの面積に応じる耐震性貯水槽の必要数を計算する。また、人口に対する設置基準として人口密度2,500人/km²を超える地域には、1基加算する。

耐震性貯水槽の包含面積は、半径250m（0.196km²）とする。

（半径の算出根拠について、消防水利の基準では120mとなっているが、地震による広域災害を想定するなか1基の貯水槽に1台の消防ポンプ能力（A-2：1.4Mp、B-2：0.7Mp）及び消防ホースの耐圧（1.3Mp）と筒圧を0.3Mpとして、ホース1本あたりの損失（φ50mm：0.6Mp、φ65mm：0.3Mp）を考慮して延長可能本数18本分に該当する距離360m（2辺の計）を角90°で曲がった場合の斜辺の距離250mを半径の基準とする。）

なお、貯水容量は、主に40m³とし設置予定地の形状、街区の人口密集度、建物密集度及び今後の開発計画等を勘案し貯水容量を決定する。

4 設置計画

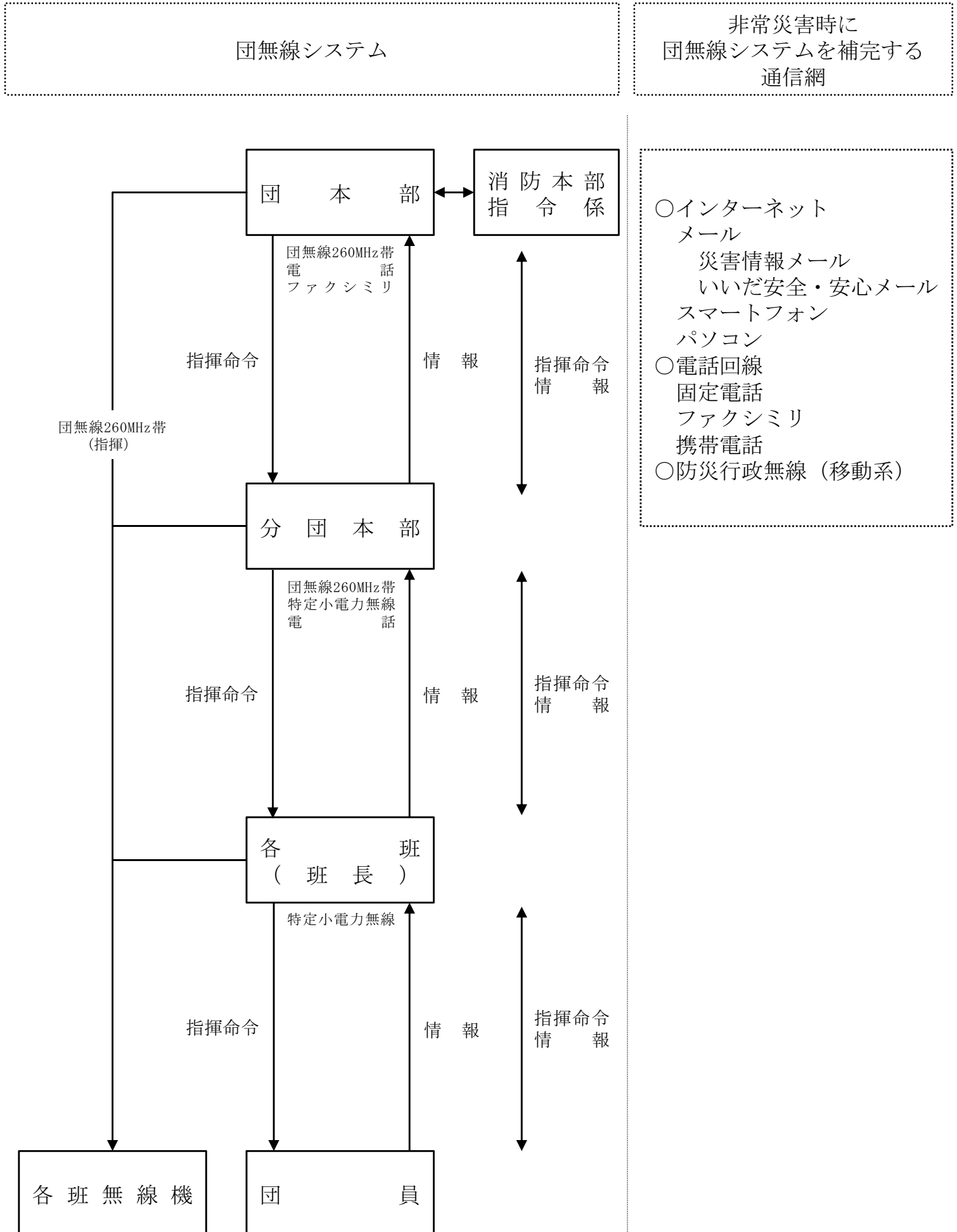
前3による包含面積で算出した市街地、準市街地別の耐震性貯水槽必要数を記載した飯田市耐震性貯水槽整備計画表（別紙1）のうち、基準の充足率が低く、かつ耐震性貯水槽が整備されていない未整備地域を優先対象地域とする。

（丘の上地域については、一部別計画の「飯田市土地利用計画」による。）

5 その他

消防水利不足地域への整備及び既存貯水槽の更新時は、40m³以上の耐震性貯水槽を設置原則とするが、設置場所等の地域事情により設置困難な場合は、耐震性能を有する20m³貯水槽の設置も勘案する。

【資料6】 第12次消防力(消防団)整備計画 通信網フロー



【別紙7】

第12次消防力(消防団)整備計画 一般火災出動計画

地区名	範囲	担当分団	一次出動台数	第11次消防力整備計画									
				一次出動						二次出動			
				自分団			他分団						
ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	積載車	搬送車	ポンプ車	積載車	搬送車					
橋南	全域	1	9	分団車			橋北・東野 上飯田 鼎 上郷	丸山 切石国道 下黒田北 東鼎			座光寺 松尾	上溝 一色 飯沼上	
橋北・東野	全域	2	9	分団車			橋南 上飯田 鼎 上郷	丸山 下黒田北 東鼎 上黒田			座光寺	下黒田東 切石上 飯沼上	
羽場・丸山	大平・松川入り	3	4	分団車	羽場 丸山			切石上				北方	
	羽場・丸山		10	分団車	羽場 丸山		橋南 橋北・東野 鼎	切石上 切石国道 北方 下黒田北			伊賀良	一色 上黒田	
座光寺	座光寺上段 座光寺下段	4	8	分団車 (R5)	原・宮崎 高岡		上郷	飯沼上 飯沼下 下黒田東 上黒田			橋南 橋北・東野	下黒田北	
松尾	久井・常盤台・八幡・代田 上溝・新井・水城・寺所 城・明・毛賀・清水	5	10	分団車	八幡 上溝 毛賀		鼎 竜丘	東鼎 名古熊 駄科 下虎岩			下久堅	別府下	
下久堅	虎岩・下虎岩・知久平 南原・小林・稲葉・柿野沢	6	9	分団車	下虎岩 柿野沢	虎岩 南原	上久堅 松尾	柏原 毛賀			竜丘 龍江	駄科 上溝	
竜丘	駄科・長野原・時又 桐林・時又・上川路	7	9	分団車 (R7)	駄科 時又	長野原 上川路	川路 下久堅	毛賀 舟渡			松尾 龍江	八幡 殿岡	
三穂	全域	8	8	分団車 (R4)	数田 立石	(下瀬)	山本 川路	箱川 大明神			竜丘 龍江	中村 上川路	
山本	全域	9	8	分団車	北平 中西 箱川	久米	伊賀良 三穂	中村			川路	数田 北方	大瀬木
伊賀良	北方・育良町 中村・大瀬木 下中村・三日市場・殿岡	10	10	分団車 (R6)	中村 殿岡 北方	大瀬木 三日市場	上飯田 山本	北平 切石国道			鼎 竜丘 三穂	切石上 一色	久米
川路	全域	11	9	分団車	大明神		竜丘 三穂 龍江	立石 芦ノ口	上川路 (下瀬)		山本	時又 数田 舟渡	
龍江	1区・2区・3区 4区	12	8	分団車	舟渡 芦ノ口 尾林		川路 千代 三穂	柿野沢			竜丘 上久堅	時又 大明神	
千代	下村・米峰・毛呂窪 大郡・米川・法全寺・野池 山中・芋平	13	9	分団車	下村 毛呂窪 法全寺	野池	龍江 上久堅	小野子 尾林			竜丘 川路	芦ノ口 大明神	
上久堅	柏原・下平・風張・越久保 蛇沼・平栗・落倉・小野子	14	8	分団車	柏原 小野子	越久保	千代 下久堅	柿野沢 尾林			松尾 龍江		虎岩 野池
鼎	切石 一色・名古熊 東鼎・西鼎・下茶屋・上茶屋 ・中平・下山・上山	15	10	分団車	切石上 切石国道 一色 名古熊 東鼎		橋南 松尾	八幡 殿岡			上飯田 伊賀良 上郷	上溝 別府下 北方	
上郷	上郷上段 上郷下段	16	10	分団車 (R3)	上黒田 下黒田北 下黒田東 飯沼上 飯沼下 別府下		橋北・東野 座光寺	原・宮崎 高岡			橋南 上飯田 松尾	上溝 東鼎	
上村	全域	17	8	分団車	上町 程野 下栗	(程野)	南信濃	木沢 八重河内 南和田	(和田)		上久堅	柏原 虎岩	
南信濃	全域	18	8	分団車	木沢 八重河内 南和田	(和田)		上町 程野 下栗	(程野)		上久堅	柏原 虎岩	

* 搬送車()は複数機関運用

* 一次出動自分団ポンプ車欄の()は更新年度。

* ポンプ車から積載車に更新となった分団は、ポンプ車欄に記載された地区を積載車で出動する。

区域外出動

天龍村	平岡地区指定密集地						南和田					八重河内	
	その他の地区											南和田	

()は、二次出動において昼間の出動